

## 近江八幡市建設工事等不当要求排除対策連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 近江八幡市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等委託、役務提供及び物品供給等の業務（以下「建設工事等」という。）における入札の適正な執行及び契約の適正な履行を確保するため、建設工事等不当要求排除対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会は、近江八幡市契約規則（昭和63年近江八幡市規則第14号）第14条の3の規定及び当該契約の仕様書記載事項に基づき報告された建設工事等への不当要求に関する情報等を収集し、対応方針等について協議する。

### (組織)

第3条 連絡会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、助役をもって充てる。

3 委員は、総務部長、コンプライアンスマネージャー、総務部契約検査課長、不当要求に関する建設工事等を所掌する部及び課の長をもって構成する。

### (会議)

第4条 連絡会の会議は、不当要求に関する情報があった場合に、必要に応じ会長が招集する。

2 連絡会は非公開とする。

3 会長は、必要があるときは、関係職員の出席を求めることができる。

### (事務局)

第4条 連絡会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運用に関し必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。